

虐待防止のための指針

医療法人新緑会 長崎けやき医院

法人における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利擁護に資することを目的に、虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

介護・支援の放棄・放任

利用者を衰弱させるような著しい減食、または長時間の放置、その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

虐待防止委員会その他法人内の組織に関する事項

①虐待発生防止に努める観点から「虐待防止委員会」を設置します。なお本委員会の「虐待防止責任者」は施設長（管理者）とし、「虐待防止等のための担当者（以下担当者）」を施設サービス管理責任者とします。

②虐待防止委員会は必要な都度委員長が招集します。

③虐待防止委員会の議題は、具体的には次のような内容について協議するものとします。

- 1) 虐待防止委員会その他施設内の組織に関すること
- 2) 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- 3) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- 4) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

- 5) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- 6) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- 7) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待防止のための研修内容として、虐待等の防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を図る内容とする。

具体的には次のプログラムにより実施します。

- (1) 虐待防止法の基本的考え方の理解
- (2) 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- (3) 早期発見・事実確認と報告等の手順
- (4) 発生した場合の改善策

実施は、年1回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施します。

虐待等が発生した場合の対応に関する基本方針

- ① 虐待またはその疑いが発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、厳正に対処します。
- ② 緊急性の高い事案の場合には、市町村および警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

虐待等が発生した場合の相談・報告に関する基本方針

- ① 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。
- ② 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払ったうえで、虐待等を行った当人に事実確認を行います。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- ③ 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。

④ 上記の対応を行ったにもかかわらず、改善されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。

⑤ 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員作成し、職員に周知します。

⑥施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要および再発防止策をあわせて市町村に報告します。

⑦必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

成年後見人制度の利用支援

成年後見人制度を利用する必要があると考えられる場合においては制度を説明し推奨します。

虐待等に係る苦情解決方法

- ① 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。
- ② 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- ③ 対応の結果は相談者にも報告します。

利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

虐待防止のための指針は、求めに応じていつでも利用者およびご家族等が自由に閲覧できるように施設内とホームページに掲示します。

その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

附則

この指針は、令和 8年 8月19日より施行する。

虐待防止委員会の責任者
虐待防止対策の担当者

理事長 山下 三千年
各部署主任